

副

本

平成 21 年（行コ）第 269 号 八ッ場ダム費用支出差止等請求控訴事件
控訴人 柏村忠志 外 19 名
被控訴人 茨城県知事 外 1 名

準備書面（13）

平成 25 年 / 2 月 / 6 日

東京高等裁判所第 10 民事部 御中

被控訴人両名訴訟代理人弁護士

伴 義 聖



被控訴人茨城県知事指定代理人

小 又 眞 澄



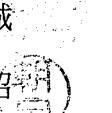
桔梗谷 かおる



大 高 誠



朝 日 昭



齊 藤 博



渡 田 斗



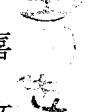
岩 井 北



金 田 孝



志 和 田 喜



柴 田 政



堀 田 健



藻 城 幸



磯 垣 隆



栗 嶽 義



原 功 博



武 志 士



被控訴人茨城県公営企業管理者指定代理人

国土交通省が実施する八ッ場ダム建設事業の根拠となる特定多目的ダム法4条に基づく「八ッ場ダムの建設に関する基本計画（以下「基本計画」という。）」（乙11号証）については、被控訴人ら準備書面（1）第1の3（10～12頁）に整理して述べたとおり、基本計画は、昭和61年7月に作成され、その後、平成13年9月の第1回計画変更（工期の変更、乙12号証）、平成16年9月の第2回計画変更（事業費の増額、参画水量の変更等、乙13号証）、平成20年9月の第3回計画変更（工期の変更等、乙225号証）がなされているが（同準備書面（1）表3（67・68頁）ご参照）、先般、平成25年11月20日に第4回計画変更（国土交通省告示第1120号。乙383号証）が行われたため、本準備書面において、この第4回計画変更について以下のとおり述べる。

国土交通大臣は、第4回計画変更に当たり、関係都県知事としての茨城県知事に対し、特定多目的ダム法4条4項に基づき平成25年8月6日に意見照会（乙381号証の1）を行い、これに対し、同知事は、茨城県議会の議決（乙381号証の2）を経て、同年10月28日に早期完成に向けて工期短縮に努めること、徹底したコスト縮減を図り、事業費の圧縮に努めることとした意見を付して同意する旨の回答を行っている（乙381号証の3）。また、同条同項に基づき同年8月6日にダム使用権設定予定者としての茨城県知事に対し意見照会（乙382号証の1）を行い、これに対し、同知事は、同年10月28日に上記と同様の意見を付して同意する旨の回答を行っている（乙382号証の2）。

基本計画の第4回計画変更の内容は、①完成までの工程を精査した結果、民主党政権下において実施された八ッ場ダム建設事業の検証等に要した4年度分の工期延長の必要が生じたことから、工期が昭和42年度から平成31

年度までの予定（変更前は昭和42年度から平成27年度までの予定）に変更されたこと、②利根川の洪水被害のさらなる軽減を図るため、八ッ場ダム建設事業の検証に係る検討を踏まえ、効率的に洪水を調節できるようにするため、ダムの洪水調節方式等につき計画高水流量毎秒3,900立方メートルのうち毎秒2,400立方メートルの洪水調節を行うとしていたものを、計画高水流量毎秒3,000立方メートルのうち毎秒2,800立方メートルの洪水調節を行うことに変更されたことである。

この基本計画の変更により、国土交通省は、平成26年度から八ッ場ダムの本体工事に着手することが可能となるなど、八ッ場ダムの早期完成に向けた取り組みを一步一歩着実に進めているところである。

なお、建設に要する費用の概算額に変更はない（建築に要する費用の概算額については、被控訴人ら準備書面（1）第1の3（1）（10・11頁）ご参照）。

以 上